

指 示

令和3年3月26日

福島県知事
内堀 雅雄 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 義偉

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和2年12月21日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により

設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
4. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 福島県福島市及び南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出されたゆずについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

7. 福島県伊達市及び南相馬市において産出されたくりについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出されたキウイフルーツについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 福島県福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）及び伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）において産出された平成23年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 福島県広野町、楡葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。）及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、稻荷

妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧壘山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。))及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。))において産出された平成24年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される平成24年産の米については、この限りでない。

1. 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。))、馬場(字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。))、磐(字袖原の区域に限る。))、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕(字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。))、高(字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。))、伊達市(旧

堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、檜葉町、川内村及び飯館村(長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。))において産出される25年産の米について、貴県の定める管理計画に基づき管理することとし、同管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

12. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))において産出される26年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

13. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月

15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)において産出される27年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

14. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)において産出される28年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

15. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)において産出される29年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

16. 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け

指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))において産出される30年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

17. 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))において産出される31年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

18. 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日に立入規制が緩和された区域を除く。))を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))において産出される令和2年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

19. 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))を除く区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。))において産出される令和3年産の米について、貴県の定める管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

20. 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))において産出され

た原乳について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 2 1. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
- 2 2. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2 3. 福島県伊達市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
- 2 4. 福島県川俣町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2 5. 福島県相馬市及びいわき市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2 6. 福島県南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
- 2 7. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭

町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村及び飯館村において採取されたきのご類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

28. 福島県会津若松市において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、むきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

29. 福島県西会津町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、まいたけ、なめこ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

30. 福島県会津美里町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、なめこ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

31. 福島県只見町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、ぶなはりたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ及びまいたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

32. 福島県柳津町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、まいたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

33. 福島県三島町において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、まいたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

34. 福島県昭和村において採取されたきのご類（野生のものに限る。ただし、むきたけ及びまいたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

35. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、

白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村及び葛尾村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

36. 福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるわさびについては、この限りではない。
37. 福島県川俣町（山木屋の区域に限る。）において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
38. 福島県須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村及び葛尾村において産出されたうど（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
39. 福島県須賀川市及び国見町において産出されたうわばみそう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
40. 福島県福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村及び葛尾村において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
41. 福島県南相馬市において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
42. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、

玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村及び葛尾村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

43. 福島県西会津町及び只見町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

44. 福島県二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村及び葛尾村において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

45. 福島県広野町及び大玉村において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

46. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

47. 福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

48. 福島県桑折町、楡葉町及び天栄村において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

49. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

50. 福島県南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
51. 福島県福島市、二本松市、いわき市、伊達市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
52. 真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
53. 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
54. 真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
55. 福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
56. 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）において採捕されたこい（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
57. 秋元湖及び秋元湖に流入する河川（支流を含む）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
58. 新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

59. 猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし、酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）；太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
60. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
61. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯館村において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
62. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
63. 貴県において捕獲されたかるがもの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
64. 貴県において捕獲されたきじの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
65. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、

白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村及び檜枝岐村において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

66. 貴県において捕獲されたうさぎの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

67. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

令和3年産米に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する米が流通しないよう、対象区域において生産される令和3年産米について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産される令和3年産米について本計画及び当該市町村が定めた管理計画（以下「市町村計画」という。）に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、令和3年産米の以下の区域とし、対象区域で生産される令和3年産米について、ほ場毎に台帳を整備し必要な対策を徹底した上で、生産量の全量を把握して全量全袋検査を行う。

(1) 農地保全・試験栽培区域

試験栽培を行う以下の区域（ただし、生産物を試食等に供する予定の区域に限る。）

市町村名	対象区域
大熊町	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域 帰還困難区域のうち、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域
双葉町	帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
葛尾村	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域

※ 双葉町（令和2年3月4日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域）については、稲の生産体制が整っていないため試験栽培は行わず、農地の保全管理を行う。

(2) 作付再開準備区域

作付再開に向けた実証栽培等を行う以下の区域

市町村名	対象区域
大熊町	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧居住制限区域

(3) 全量生産出荷管理区域

全量生産出荷管理を行うことを前提に作付を再開する以下の区域
該当なし

2 試験ほ場合帳及び水田管理台帳の整備

(1) 試験ほ場合帳

市町村は、農地保全・試験栽培区域内で試験栽培として稲を作付したすべてのほ場について、1筆毎に生産者名、ほ場の地番、面積等を試験ほ場合帳に記載する。

また、市町村は、対象区域毎に、試験栽培を行う農家戸数、ほ場数及び作付面積をとりまとめ、県に提出する。

県は、農地保全・試験栽培区域における試験栽培の実施状況を取りまとめ、県ホームページ上で公表する。

(2) 水田管理台帳

市町村は、地域農業再生協議会等と連携し、令和2年産米の水田管理台帳や営農計画書(兼)水稲共済細目書異動申告票、農業委員会の農地基本台帳等を活用し、作付再開準備区域及び全量生産出荷管理区域(以下「全量生産出荷管理区域等」という。)内で令和3年産米を作付した全てのほ場について、生産者名、ほ場の地番、作付面積、作付品種等を記載し、併せて、令和3年産米の安全確保の観点から市町村が作付自粛を要請したほ場については、その旨を水田管理台帳に記載する。

また、市町村は、全量生産出荷管理区域等の旧市町村毎に、稲の作付を行う農家戸数、作付面積、予想収穫量等を取りまとめ、県に提出する。

県は、全量生産出荷管理区域等における令和3年産米の生産状況を取りまとめ、県ホームページ上で公表する。

(別添) 対象区域における令和3年産米の生産状況

3 生産から収穫前の管理

(1) 農地保全・試験栽培区域

ア 作付状況の確認

市町村は、7月末日までに、農地保全・試験栽培区域において、試験ほ場での作付状況や、試験ほ場台帳に記載されていないほ場での作付など不適切な作付がないか現地確認を実施する。

市町村は、確認の結果、面積等に変更が生じた場合は、試験ほ場台帳を修正し提出する。

なお、不適切な作付があった場合には、作付を行った者に対して栽培の中止等を指導する。

イ 放射性物質の吸収抑制対策等の徹底

市町村は、試食等に供する米については、全量生産出荷管理区域等に準じて放射性物質の吸収抑制対策や、放射性物質の交差汚染防止対策を徹底する。

(2) 全量生産出荷管理区域等

ア 放射性物質の吸収抑制対策の徹底と確認

市町村は、県の技術対策指針を基本に、全量生産出荷管理区域等内のほ場の吸収抑制対策の方法を定める。

また、市町村は、放射性物質吸収抑制対策確認票等を活用し、令和3年産米を作付する全てのほ場で吸収抑制対策が実施されるよう徹底するとともに、確認票等により吸収抑制対策が実施されたことを確認し、水田管理台帳に記録する。

県は、全量生産出荷管理区域等における吸収抑制対策の取組に対し、必要な指導・支援を実施する。

イ 放射性物質の交差汚染防止対策の徹底

市町村は、「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」等を活用し、令和3年産稲を作付する全ての農家に交差汚染防止対策を徹底する。

また、市町村は、令和3年産稲の作付を行った農家の使用する乾燥・調製機器について、機器を介した異物の混入・付着による汚染の可能性があるかどうかを調査する。

調査の結果、対策が必要と認められた粳すり機及び選別計量機については、当該農家において、粳米及び玄米を使用してとも洗いをを行うとともに、とも洗いにより生じた玄米を区分して保管し、市町村の指示により市町村の指定する保管場所に搬入する。

市町村は、農家が指定保管場所にとも洗いにより生じた玄米を搬入した際に、当該農家のとも洗い玄米量を確認の上、水田管理台帳に記入する。

ウ 生産・収穫情報の把握

市町村は、7月末日までに、農業共済組合の現地確認等を活用し、水田管理台帳に記載された水田での稲の作付の有無及び水田管理台帳に記載されていない作付が無いことを確認し、水田管理台帳に反映するとともに、水田管理台帳を県に提出する。

なお、確認の結果、作付面積、農家戸数に変更が生じた場合は、県に報告するとともに、県は別添を修正し、ホームページを更新する。

エ 生産者、集荷業者等への周知

県及び市町村は、関係機関・団体と連携の上、本計画及び市町村計画の内容について、生産者や集荷業者等に対し周知を図る。特に、全量生産出荷管理区域等の米穀が、当該地域で放射性物質の全量全袋検査を受検し、基準値以下であることが確認される前に、出荷販売、譲渡または消費されることが無いよう、以下のようなあらゆる機会を通じて生産者や集荷業者等に対し周知を図る。また、作付自粛を要請したほ場について、当該生産者に対し周知を図る。

- 市町村やJA等の広報誌により周知
- 地域農業再生協議会等と連携し、ダイレクトメールによる生産者への周知
- テレビ・ラジオ等の県政広報番組や新聞等のマスメディアによる周知
- 食糧法に基づく届出事業者を対象とした通知（県内・県外）

4 収穫段階の管理

(1) 農地保全・試験栽培区域

ア 処分状況の管理

試験栽培の生産物は、原則、副産物も含め全て廃棄（市町村計画に基づく全量全袋検査により基準値以下であることが確認され、試食等に供されるものを除く。）するため、市町村は、収穫後から廃棄するまでの間、随時生産物の状況を把握し、試験ほ場台帳に記載して管理する。

イ 数量の確認（試食等に供する米）